

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局
私立幼稚園所管部局 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取
扱いについて

平素より幼児教育の振興及び子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設型給付を受ける私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）における預かり保育に係る支援については、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を活用いただくことが基本とされており、このたび、同事業及び私学助成（預かり保育推進事業）に係る取扱いについて、改めて下記のとおり整理しましたので、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、関係部局で緊密に連携を図りつつ、必要な対応及び市区町村への適切な助言・支援等をお願いします。

記

多くの都道府県において、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）への移行後も私学助成における預かり保育補助を受けている園が存在していますが、これは新制度の施行準備の段階より、あくまで経過措置とされているものであり、施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）（以下単に「事業」という。）により行うことが基本となります。

このため、新制度移行後、一定期間が経過したことも踏まえ、特別な事情の無い限り、市区町村の事業により行われるよう、以下のとおりご対応をお願いします。

1 市区町村が事業を実施していない場合

事業を実施していない市区町村は、域内の保護者の預かり保育等に係るニーズ及び当該保護者が利用すると考えられる施設の状況を適切に把握した上で、できる限り実施に向けた検討をお願いします。

2 市区町村が既に事業を実施している場合

既に事業を実施している市区町村は、以下の点を総合的に勘案の上、特別な事情

が認められない場合においては、市区町村の事業を活用するよう、都道府県、市区町村及び施設型給付を受ける幼稚園等の中で十分に連絡・調整を図りつつ、適切にご対応をお願いします。

- ① 国の一時預かり事業実施要綱に基づいて市区町村が定める専任職員の配置要件及び設備基準等について、各施設型給付を受ける幼稚園等が充足することが困難な事情が存在するか
- ② 市区町村の事業補助単価を基に算出した当該年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の当該年度の見込額（見込み額が算出できない場合は前年度の補助実績額）を比較し、減収が生じるか
- ③ 広域利用が存在する市区町村間にあつては、事業の円滑実施のための体制及び施設の事務負担の軽減措置（例：協定に基づき施設が所在する市区町村が一括して事務処理を行う）が整えられていないなどの事情が存在するか
- ④ その他市区町村の事業と都道府県の補助事業の間に大きな差異がないか

なお、広域利用に係る市区町村間の調整については、平成30年4月25日付け文部科学省事務連絡「一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について」においてお示ししているとおり、子ども・子育て支援法附則第14条第4項に規定する協議会の場を活用するなど、都道府県の積極的な関与が期待されます。

【添付資料】

平成30年4月25日付け文部科学省事務連絡「一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について」

【担 当】

（本事務連絡について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
松本（向）、安達、松本（光）
T E L 03-5253-4111（内線）2374

（私学助成（預かり保育推進事業）について）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課
小笠原、高山、中島
T E L 03-5253-4111（内線）2547